

議案第 34 号

米原市下水道条例の一部を改正する条例について

米原市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を
求める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成 27 年政令第
273 号) の施行に伴い、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

米原市下水道条例の一部を改正する条例

米原市下水道条例（平成 17 年米原市条例第 144 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 1 号中「令」を「下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号。以下「令」という。）」に改める。

第 23 条中「令第 17 条の 3」を「令第 17 条の 2」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市下水道条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市下水道条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第11条 略</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第12条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水および法第12条の2第1項または第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他必要な措置をしてこれをしなければならない。ただし、当該下水の水量および水質が市長の定める基準に適合し、その承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)</u>第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。</p> <p>(2)～(12) 略</p> <p>2 略</p> <p>第13条～第22条 略</p> <p>(占用許可の基準)</p> <p>第23条 市長は、公共下水道の排水施設の暗渠^{きよ}である構造の部分に電線および<u>令第17条の2</u>に規定する物件(以下この条および次条において「電線等」という。)の占用に係る前条第1項の申請があった場合においては、その占用が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に</p>	<p>米原市下水道条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第11条 略</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第12条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水および法第12条の2第1項または第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他必要な措置をしてこれをしなければならない。ただし、当該下水の水量および水質が市長の定める基準に適合し、その承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>令第9条の4第1項各号に掲げる物質</u> それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。</p> <p>(2)～(12) 略</p> <p>2 略</p> <p>第13条～第22条 略</p> <p>(占用許可の基準)</p> <p>第23条 市長は、公共下水道の排水施設の暗渠^{きよ}である構造の部分に電線および<u>令第17条の3</u>に規定する物件(以下この条および次条において「電線等」という。)の占用に係る前条第1項の申請があった場合においては、その占用が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に</p>

限り、当該占用を許可することができる。

(1)～(6) 略

第24条以下 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

限り、当該占用を許可することができる。

(1)～(6) 略

第24条以下 略